

第 33 号
2013.11.17

人権救済基金運営委員会

きつとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

人権救済基金ニュース

費用に困った時は基金をご活用下さい！

人権救済基金運営委員会 委員長 石地春樹

京都弁護士会に「人権救済基金」が設立されて、今年で20年になります。これまで援助してきた事件数は60にのぼり、中には豊田商事国家賠償請求事件、中国残留孤児国家賠償請求事件、医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件、アスベスト関連疾患に関する国家賠償請求事件など、社会的に注目を集めた事件もありました。

裁判を起こしたいけれど費用がないという方は、今日、法テラスを利用することができます。経済的に苦しい方にとって、法テラスは非常に有用な制度です。しかし、誰でも法テラスを利用できるというわけではありません。法テラスには資力要件があり、勝訴の可能性も必要とされています。これを満たさなければ援助を受けることができません。また、消費者事件や薬害事件など、被害者が多数存在する事件も法テラスには馴染みにくいと言えます。

では、法テラスを利用できないとなった時はどうしたら良いのでしょうか。ここで諦めてしまっただけではいけません。ぜひ、基金をご活用下さい。基金であれば、資力や勝訴の見込みにかかわらず、公益事件について、弁護士費用や実費、相談・調査・資料収集・講演・出版物の刊行などに

かかる費用まで、最大80万円を援助することが可能です(公益事件とは、高齢者や子ども、身体障害者、外国人などの人権に関する問題や、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題など、人権保障が未だ十分でない状態にある人権問題で、その解決が公益的意義を有する事件を言います)。ですので、法テラスの要件を充たさないなどの理由で費用に困っておられる方は、ぜひ基金へお申し込み下さい。

今日、価値観の多様化に伴い人権問題はより複雑化しています。人権が十分に守られていない分野は、今後も広がっていく可能性があります。その中で基金の果たす役割はより重要になってくると言えます。基金が皆様からの寄附で成り立っていることはご存知の通りですが、今後も充実した援助を続けていくためには、十分な財源が必要となります。これからの時代に基金が果たす役割、意義をご理解頂き、1人でも多くの方にご支援頂ければ幸いです(寄附のお申し込みは075-231-2378まで)。

これからも人権救済基金をよろしく願いいたします。

障害者自立支援法違憲訴訟の顛末

弁護士 民谷 渉

1 事件の概要

2005年10月31日に障害者自立支援法が国会で可決され、一部が2006年4月1日から施行された。障害者が福祉を利用する際に「応益負担」を求めるという点で、「天下の悪法」と言われたこの法律に対し、障害当事者が違憲訴訟を提起したのが、本件である。

全国で多くの障害者が原告となり、障害者自立支援法は、人間として生きていくことに不可欠なことについて、障害を持つ者であるが故に「サービス利用」という名目で経済的な負担などを強いるものであって、憲法13条、14条、25条等に反するとして違憲訴訟を提起した。全国14地裁で訴訟が提起された。そのうち、9名の京都府民が原告となった訴訟に関し、京都弁護士会の人権救済基金に支援を求めた。

2 障害者自立支援法の問題点

障害者自立支援法の成立前には、障害者についての福祉制度として、支援費制度、そのさらに前には措置制度という制度があった。これらの制度の時代は、負担能力・稼働能力に応じて、わずかな利用者負担を課すという、応能負担に基づく負担が定められていたにすぎなかった。

ところが、そうした流れが、障害者自立支援法によって大きく変節した。障害者自立支援法は、障害者が福祉サービスを利用する際、これを受益として位置づけ、「応益負担」の考え方を持ち込み、給付抑制、介護保険との統合による利用者負担の増加、障害者福祉における公的責任の後退を企図して作られた法律だったのである。具体的には、障害者自立支援法は、制度を利用すれば利用しただけ、1割の自己負担が課せられるのである。1割の応益負担には、一応、上限が定められていたが、種別の異なる制度を利用すれば、上限が別途に計算されるため、多くの制度を利用する人には非常に高額の利用者負担が課せられることとなった。それまでの障害者福祉にお

いては、応能負担の考えの下に、低所得者である障害者のほとんどは利用者負担を課されなかった。これに対し、障害者自立支援法が施行された時点では、障害基礎年金1級で年額約99万円を受給している人を例にすれば、自立支援法の1割負担の上限は、月2万4600円×12＝年29万5200円となった。収入の約3割を利用料として取られることとなるのである。障害者には、単身で年金だけで生活する人も多い中で、これほどまでに高額の利用料を徴収されては、生活が成り立たないことは論を待たない。個々の理由まで問うことは出来ないが、生活に困窮したためか、この時期、障害者の自殺・心中事件が多数報道された（2006年の1年だけで16件を数える。）。

応益負担は、生きる上での基本的な自由を保障するための支援に利用料を求めるということである。しかも、重度であればあるほど、利用した量が増えることとなり、障害の重さ故に、負担が課されることとなる。生存権を含む基本的人権を保障するための支援に1割の負担が課されるということは、福祉サービスが商品化され、負担に耐えられない障害者から生存権を奪う結果となりかねないのである。

こうした負担が憲法に反しているとして、違憲訴訟を提起したというのが本件であった。

3 事件の経過

2005.10.31	障害者自立支援法成立
2006.04.01	同法施行（全面施行は10月1日から）
2008.10.31	全国違憲訴訟提起（第一次一斉提訴。全国8地裁、原告30人。）京都は原告1名。
2009.04.01	第二次一斉提訴（28名）。京都からは原告8名が提訴。

- 2009.10.01 第三次一斉提訴。最終的に全国14地裁、原告71人（京都9名）に。
- 2010.01.07 国と基本合意締結。基本合意文書には、国の反省、新法を制定することなどが盛り込まれた。
- 2010.03～04 各地裁で、基本合意を確認し、訴訟を取下げ旨の和解により、訴訟が終結した。
- 2010.04.13 京都地裁和解期日
- 2010.04.21 東京地裁和解期日。原告団、弁護団が首相官邸訪問し、基本合意を確認。
- 2010.01～ 障がい者制度改革推進会議などにて、新法に関する検討が行われる。
- 2010.01～ 原告団、弁護団と国との定期協議などにより、新法制定の議論状況を確認。
- 2012.06.20 障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）成立。ただし、内容は、ほとんどが障害者自立支援法と変化がなく、基本合意や推進会議の提言を全く踏まえていないため、強く批判されている。
- 2013.03.28 第4回定期協議開催
- 2013.04.01 障害者総合支援法施行

4 弁護団、支援団体の活動

事件の経過をご覧いただいてもお分かりいただけるかと思うが、本件は、訴訟終結後にも、法律の制定過程に関与するという活動を長く続けている。もともと、障害者自立支援法の問題点は、応益負担にとどまらず、支給量の制限など多数の問題点が指摘されていた。そのうち、応益負担の一点のみに絞って起こしたのが本件訴訟である。

したがって、もともと、障害者自立支援法の1割負担条項だけを違憲無効とただけで終わる問題ではなかった。そのため、当初から、障害者自立支援法を廃止した後、いかなる障害者福祉制度を作るかという、政策形成訴訟の意味合いが強い訴訟であった。

しかも、障害者自立支援法から総合支援法に変わった経緯で少し記載したが、基本合意文書や障がい者制度改革推進会議などにおいて提言された内容とはほど遠い、従来の障害者自立支援法をほぼ残すような法改正が行わ

れてしまった。そこで、提言や基本合意に基づいた法律を制定するよう、現在でも活動は続いている。

京都の原告9名のうち、第一次提訴の原告であった1名が病死し、大切な仲間を失った。彼の生前に、ちゃんとした法律を作ることが出来なかったことをお詫びしながら、京都では、残されたメンバーで活動が続けている。

5 本件と人権救済基金

このように、人権救済基金から支出していた資金の成果により、国に反省をさせ、新法を確約させる基本合意を締結するなど、大きな成果が得られた。実際には、資金のほとんどが東京での会議のための交通費に使用されているが、それほどまでに、頻繁に会議があり、その成果で国を動かすことができたということである。こうした人権擁護のためには、ぜひとも必要な活動として、是非今後も人権救済基金による支援を続けていただくことを強く望む。

* これまでに基金で援助した事件 *

	事件名
1993年	恩給受給地位確認等請求事件
	豊田商事事件国家賠償請求事件
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件
	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
	家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告）
	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
	ヤコブ病損害賠償請求事件
	桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
	日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
	レンタルハウス被害者救済事件
	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件
	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
	中国残留孤児国家賠償請求事件
	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
	嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件
	入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他
	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件
	国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）

次ページへ続く

前ページからの続き

	事件名
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産）
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）
	発達障害者の窃盗被告事件
	損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）
	水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。
2013年9月末時点での援助件数は、60件です。

＝2012年度人権救済基金報告＝

収入の部

科 目	'12年度予算額	12年度決算額
1 会員寄附金	900,000	1,001,000
2 会員外寄附金	300,000	129,100
3 償還金	0	800,000
4 受取利息	2,000	1,843
5 雑収入	250,000	272,494
当期収入合計(A)	1,452,000	2,204,437
前年度繰越金	9,121,855	9,121,855
収入合計(B)	10,573,855	11,326,292

支出の部

科 目	'12年度予算額	'12年度決算額
援助金	3,500,000	70,000
活動費	900,000	709,549
雑費	10,000	3,800
予備費	6,163,855	0
当期支出合計(C)	10,573,855	783,349
当期収支差額(A-C)	△9,121,855	1,421,088
次期繰越収支差額(B-C)	0	10,542,943

人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どのようなものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの外に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があります、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q 今まで、どのような事件が対象になっていますか。

A 詳しくは、4頁の「これまでに基金で援助した事件」のとおりですが、これまでに、豊田商事の国家賠償請求事件、外国人の未払い賃金請求事件、一条山開発処分取消請求事件、認知がなされると児童扶養手当の資格が失われるとの処分の取消請求事件、聴覚障害者に対する刑事事件、中国人強制連行・強制労働損害賠償請求事件、レンタルハウス被害者救済事件、学生無年金裁判事件などがあります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2012年度末で、約1054万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願いいたします。

第18回法律援助を広げる市民のつどい

～市民の裁判を受ける権利を守るために～

■パネルディスカッション

原発事故に関する 損害賠償の現状

～被災者の思い～

パネリスト

弁護士 **川中 宏**

(京都弁護士会 東日本大震災による被災者支援京都弁護団団長)

原発賠償京都訴訟原告団代表

福島 敦子さん、萩原 ゆきみさん

コーディネーター

弁護士 栗野 浩之 (京都弁護士会)

■ミニコンサート



ピアノ
富田 裕子さん

フルート
長谷川 真緒さん

■曲目

Edward Elgar『愛の挨拶』、宮城道雄『春の海』、滝廉太郎『荒城の月』、
Claude Debussy『夢』、Gabriel Faure『シリエンヌ』、
尾高尚忠『フルートとオーケストラの為のコンチェルトより第二楽章』他

〈プロフィール〉

富田 裕子

京都市立音楽高等学校(現京都市立京都堀川音楽高等学校)を経て、同志社女子大学学芸学部音楽学科鍵盤楽器コース ピアノ専攻卒業。

長谷川真緒

香川県立坂出高等学校音楽科を経て、同志社女子大学学芸学部音楽学科管弦打楽器コース フルード専攻卒業。



■人権救済基金の説明と事例報告

■日時

2014年 1月18日(土)
(平成26年)

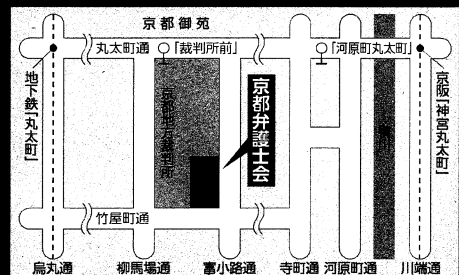
午後1時30分から午後4時(開場午後1時)

■会場

京都弁護士会 地階大ホール

京都市中京区富小路通丸太町下ル

先着順・入場無料



①地下鉄「丸太町」駅から徒歩7分 ③バス停「裁判所前」から徒歩1分
②京阪「神宮丸太町」駅から徒歩12分 ④バス停「河原町丸太町」から徒歩8分

駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい

主催/京都弁護士会 後援/京都府・京都市・京都地方法務局・京都府社会福祉協議会・京都市社会福祉協議会・京都新聞社・KBS京都・日本司法支援センター京都地方事務所

きっとある あなたを支える 法と智慧

TEL 075-231-2378

詳しくはホームページをご覧ください

京都弁護士会

検索





「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！
QRコードを携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会の携帯サイトに簡単にアクセスできます。
ぜひブックマークにご登録ください。

